

議案第27号

三朝町公共下水道条例の一部改正について

次のとおり三朝町公共下水道条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成7年3月10日

三朝町長 安 田 真 一 郎

平 成 7 年 3 月 2 2 日 原案可決

三朝町議会議長 西村武津美

三朝町条例第 号

三朝町公共下水道条例の一部を改正する条例

三朝町公共下水道条例（昭和61年三朝町条例第27号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「1,060円」を「1,190円」に、「130円」を「143円」に、「140円」を「153円」に、「40円」を「60円」に改める。

附 則

この条例は、平成7年4月1日から施行し、平成7年5月分の使用料から適用する。